

平成18年度貸借対照表(バランスシート) (平成19.3.31現在) (単位:千円)

# 市の資産と負債の状況は・・・

国・地方の財政状況が大変厳しい状況にある中で、市民の皆さんに、市の資産や負債の状況を知っていただくことを目的に、貸借対照表を公表しています。

現在の会計制度のもとでは、民間企業と同様なものを作成することは困難ですが、より分かりやすい情報の提供を行うよう努めていきたいと考えています。

借 方		貸 方	
〔資産の部〕		〔負債の部〕	
1. 有形固定資産		1. 固定負債	
(1) 総務費	3,873,772	(1) 地方債	30,458,746
(2) 民生費	3,266,628	(2) 債務負担行為	
(3) 衛生費	356,858	①物件の購入など	0
(4) 労働費	168,633	②債務保証または損失補償	0
(5) 農林水産業費	6,118,149	債務負担行為 計	0
(6) 商工費	1,376,865	(3) 退職給与引当金	3,957,841
(7) 土木費	40,804,196	(4) その他	0
(8) 消防費	224,335	固定負債 合計	34,416,587
(9) 教育費	23,273,172	2. 流動負債	
(10) その他	557,124	(1) 翌年度償還予定額	3,155,890
計	80,019,732	(2) 翌年度繰上充用金	0
(うち土地)	26,784,909	流動負債 合計	3,155,890
有形固定資産 合計	80,019,732	負債 合計	37,572,477
2. 投資など		〔正味資産の部〕	
(1) 投資および出資金	714,614	1. 国庫支出金	14,937,841
(2) 貸付金	1,349,400	2. 都道府県支出金	6,936,417
(3) 基金		3. 一般財源など	28,547,064
①特定目的基金	3,195,111	正味資産 合計	50,421,322
②土地開発基金	444,027	負債・正味資産 合計	87,993,799
③定額運用基金	2,000		
基金 計	3,641,138		
(4) 退職手当組合積立金	0		
投資 合計	5,705,152		
3. 流動資産			
(1) 現金・預金			
①財政調整基金	588,660		
②減債基金	601,519		
③歳計現金	443,450		
現金・預金 計	1,633,629		
(2) 未収金			
①地方税	454,081		
②その他	181,205		
未収金 計	635,286		
流動資産 合計	2,268,915		
資産 合計	87,993,799		

※債務負担行為に関する情報

①物件の購入など	63,120千円
②債務保証および損失補償	200,414千円
③利子補給などに係るもの	0千円

➡ 昨年度と比べて資産が11億3千万円程度の減額になっています。減額要因としては有形固定資産△3億8千万円、貸付金△1億5千万円、減債基金△1億5千万円、歳計現金△4億4千万円となっています。

有形固定資産で減額が大きかったのは農林水産業費と土木費でそれぞれ6億6千万円と3億7千万円の減額でした。これは平成18年度に行った建設事業に比べ、減価償却額が大きいためです。なお教育費では小鴨小学校建築、鴨川中学校体育館建築などにより9億9千万円増額しています。

負債は全体で7億6千万円の減額になっています。正味資産は差引で3億7千万円減額になっています。



# 平成19年度上半期予算執行概況

小鴨小学校屋内運動場整備／倉吉駅周辺まちづくり／

琴櫻観光駐車場整備などが主要事業

## 一般会計予算執行状況(4月～9月) (単位：千円)

	収入済額 (収入割合)		予算額	100(%)	支出済額 (支出割合)		予算額	100(%)
	0	50			0	50		
市 税	4,001,550 (63.6%)		6,292,513		107,428 (48.1%)		223,430	
地方譲与税	79,201 (28.8%)		274,594		1,193,599 (44.5%)		2,680,958	
利子割交付金	9,296 (33.2%)		27,964		2,451,557 (38.4%)		6,391,996	
配当割交付金	9,562 (60.1%)		15,919		916,832 (36.5%)		2,509,483	
株式等譲渡所得割交付金	0 (0.0%)		16,458		4,629 (48.9%)		9,457	
地方消費税交付金	329,778 (57.7%)		571,856		154,236 (17.3%)		891,336	
ゴルフ場利用税交付金	2,081 (52.9%)		3,932		1,824,137 (71.3%)		2,559,376	
自動車取得税交付金	22,321 (19.6%)		113,948		234,993 (8.4%)		2,795,167	
地方特例交付金	42,153(100.0%)		42,153		354,821 (48.3%)		734,011	
地方交付税	5,054,769 (66.7%)		7,580,981		743,911 (35.4%)		2,103,390	
交通安全対策特別交付金	5,927 (61.7%)		9,600		1,070 (4.3%)		24,752	
分担金および負担金	151,548 (42.6%)		355,399		961,338 (25.5%)		3,764,708	
使用料および手数料	118,621 (38.6%)		307,543		0 (0.0%)		100	
国庫支出金	537,959 (22.2%)		2,418,220		0 (0.0%)		3,433	
県支出金	235,220 (16.7%)		1,411,490		(歳出合計)		8,948,551 (36.2%)	24,691,597
財産収入	27,029 (66.7%)		40,494		70,327 (27.2%)		258,167	
寄附金	3,365 (83.1%)		4,050		(再計)		9,018,878 (36.1%)	24,949,764
繰入金	0 (0.0%)		948,109					
繰越金	247,964(100.0%)		247,963					
諸収入	158,923 (6.5%)		2,445,311					
市債	0 (0.0%)		1,563,100					
(歳入合計)	11,037,267 (44.7%)		24,691,597					
繰越明許費	131,699 (51.0%)		258,167					
(再計)	11,168,966 (44.8%)		24,949,764					

## 特別会計予算執行状況(4月～9月) (単位：千円)

会 計 名	予 算 額	収入済額	支出済額
国民健康保険事業	5,622,268	1,886,063	2,357,315
〃 (繰越)	78,120	75,120	0
介護保険事業	4,003,347	1,760,885	1,631,193
〃 (繰越)	8,085	7,084	0
老人保健事業	6,111,313	2,506,964	2,450,471
簡易水道事業	219,436	48,055	80,334
温泉配湯事業	9,350	3,728	810
住宅資金貸付事業	95,299	62,235	6,889
高齢者・障害者住宅整備資金貸付事業	4,272	682	2,131
土地取得事業	54,000	0	0
上井羽合線沿道土地画整理事業	399,139	0	86,808
〃 (繰越)	28,395	25,300	25,300
下水道事業	3,275,133	383,335	1,300,483
〃 (繰越)	9,590	1,589	0
駐車場事業	33,492	13,214	13,501
集落排水事業	764,216	43,638	287,371
国民宿舎事業	89,104	44,994	48,212
高城財産区	10,547	4,256	948
小鴨財産区	1,236	162	21
北谷財産区	158	158	0
上北条財産区	29,435	29,294	0

**歳入44・8%**  
**歳出36・1%を執行**

### 一般会計

平成19年度の当初予算概要として、歳入では市税収入が6.4億円で三位一体改革による税源移譲により約4億円程度、定率減税の廃止で約8千万円と大きく伸びました。しかし半面ほぼ同額の地方譲与税、地方特例交付金が減額となっています。地方交付税は2.8%の減にとどまりました。

歳出においては、歳出の抑制を図り、持続可能な行財政基盤を確立するため、新規事業(普通建設事業を含む)で不急のものは先送りし、既存

付税は、地方財政計画により対前年度比4.4%の減、臨時財政対策債を9.5%の減としていたしましたが、9月補正にて普通交付税は2.8%の減にとどまりました。

事業については関金海洋センター(プール)休止などの見直しを行いました。また補助金についても、必要性、妥当性、透明性において市民への説明責任を果たしているか検討し廃止をも含め10%カットしました(10%以上のものもある)。

しかしながら厳しい財政状況にあっても第10次倉吉市総合計画の重点課題である「若者の定住化促進」の5重点施策については、意識的に予算化しました。特に「子育て支援の充実」の財源には、定住化促進基金利子を充当し、子どもを生み育てる環境整備の充実を図っています。

### 特別会計

いずれの特別会計も事業の効率化と合わせて、収支の均衡を考慮しながら執行しています。

なお、平成19年8月から実施されたグリーンスコアレッジがねの指定管理者制度移行に伴い、6月補正で国民宿舎事業特別会計を設置しました。

# 平成20年4月から始まります 特定健診・特定保健指導

～基本健診が「特定健診」に変わります～

法改正により、40歳以上の人を対象として、メタボリックシンドロームに着目した健診に変わります。今までの基本健診と検査内容はほぼ同じですが、健診結果に応じて生活習慣の改善を促す「保健指導」が併せて行われます。

## 特定健診受診

### ◆特定健診の概要◆

#### ○対象者：40歳～74歳

※75歳以上の人については、ほぼ同じ内容の健診を実施するよう「鳥取県後期高齢者医療広域連合」で調整中です。

#### ○健診内容：メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健診と保健指導

- ✓ 全員…身体計測・腹囲・血圧測定・血液検査・尿検査・医師の診察
- ✓ 医師が必要とした人…心電図、眼底検査、貧血検査

#### ○実施者：それぞれが加入している医療保険者

- ✓ 医療保険者…国民健康保険、政府管掌健康保険、組合健保、共済組合など、保険証の出ているところ

※倉吉市国民健康保険に加入している人は、国民健康保険課から、そのほかの健康保険に加入している人(被扶養者も含む)は、勤め先の事業所から連絡があります。

Step 1



## 判定・結果通知

Step 2

### ○健診結果により…

## 特定保健指導

専門家(医師、保健師、管理栄養士など)による生活習慣改善のための指導

Step 3

### ◆対象となる人◆

## メタボリックシンドローム 該当者および予備群

内臓脂肪型肥満(①、②のどちらか)

- |   |                    |
|---|--------------------|
| ① < 腹囲 ><br>※へその高さで計ります<br>男性 85 cm 以上<br>女性 90 cm 以上 | ② < BMI ><br>25 以上 |
|---|--------------------|

+

高血圧：最高血圧 130 mmHg 以上  
または最低血圧 85 mmHg 以上

高血糖：空腹時血糖 100 mg/dl 以上  
またはヘモグロビンA1C 5.2% 以上

高脂質：中性脂肪 150 mg/dl 以上、  
またはHDLコレステロール 40 mg/dl 未満

どれか一つ以上

### ◆そのほかの健診について◆

○がん検診(胃がん、肺がん、大腸がん、前立腺がん、子宮がん、乳がん)、休日健診はこれまでどおり実施します。

○健診は、生活習慣を見直す絶好のチャンスです。あなたの健康を守るだけでなく、医療費の増加を防ぐためにも、年に1回の健診を必ず受けましょう！



# 平成20年4月から変わります 特別医療費助成制度

現在、障がいのある人や乳幼児を対象に「特別医療費助成制度」によって医療費の助成を行っていますが、このたび、子育て支援のより一層の拡充と、今後も持続可能な仕組みとする観点から見直しを行いました。

## 重度心身障害および精神障害の人について

これまでは医療費の全額助成を行っていましたが、この度の見直しに伴い、**所得に応じて医療費の一部を負担**が必要になったり、**一定以上の所得の人については助成対象外**となる場合があります。

また、自立支援医療のうち高額治療継続者(重度かつ継続)に当たる人は、その傷病の医療費の自己負担分について全額助成します。

### 助成対象

#### ●住民税非課税世帯の人●

全額助成(ただし自立支援医療の対象者で、手続きをしていない人は医療費の一部を負担)。

#### ●住民税課税世帯で本人は住民税非課税の人●

1 医療機関ごとに**通院 1,000 円、入院 5,000 円**の月額負担上限額まで総医療費の**1 割**を負担。

#### ●住民税課税世帯で本人所得が老齢福祉年金支給要件の所得額未満の人●

1 医療機関ごとに**通院 2,000 円、入院 10,000 円**の月額負担上限額まで総医療費の**1 割**を負担。

### 1 医療機関ごとの月額負担上限額

所得区分	世帯	住民税非課税	住民税課税		
	本人	住民税非課税	住民税非課税、および自立支援未申請の人	老齢福祉年金支給要件の所得額の人	老齢福祉年金支給要件の所得額以上の人
負担	通院	全額助成	1,000 円	2,000 円	助成対象外
	入院		5,000 円	10,000 円	(医療保険に基づく自己負担)

## 現在、重度心身および精神障害の助成を受けている方へ

すでに助成を受けている人は、所得状況を確認する必要があるため、その確認の「同意書」と詳しい制度説明のチラシを1月中旬に送付します。

**同意書がないと受給資格の確認ができません。**

**確認ができない場合、受給資格証の交付ができませんので、必ず返送するようお願いいたします。**

## 小児・特定疾病・ひとり親家庭の人について

小児の通院にかかる医療費については県制度に移行されます。

また、長期入院者のうち、**住民税非課税世帯の人**については、**自己負担額が月 18,000 円を超えた分**を助成します。

### 1 医療機関ごとの月額負担上限額

	自己負担額 (1 医療機関ごと)	月額負担上限額	
		住民税非課税世帯(※)	住民税課税世帯
入院	1,200 円	18,000 円	上限なし
通院	530 円		2,120 円

(※)「限度額適用・標準負担額減額認定証」または「標準負担額認定証」の交付を受けている世帯

## 現在、小児・特定疾病・ひとり親家庭の助成を受けている方へ

現在、特別医療費の助成を受けている人には4月1日から有効の受給資格証を3月下旬に送付します。また、**5歳から就学前の助成(オレンジ色の受給資格証)**を受けている人は、再度申請手続きが必要となります。お手数ですが4月以降に国民健康保険課で手続きをお願いします。

## 全対象者共通

- ・院外薬局での自己負担については、引き続き全額助成を行います。
- ・低所得者に対する入院時食事療養費標準負担額(入院時の食料費)については、在宅療養や施設入所の人との負担の公平化を図るため、全額助成を廃止します。

# 4月から 後期高齢者医療保険料 10月から 国民健康保険保険料 の納付方法です

平成20年度から、現在の老人医療制度に代わり実施される後期高齢者医療制度の保険料および国民健康保険の保険料を納める方法に、年金からの徴収(特別徴収)が導入されます。

## 【後期高齢者医療保険料】

### 年金から差し引き(特別徴収)

#### 対象となる人

(すべての要件を満たす人)

- ・年金が年額18万円以上の人
- ・介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金額の2分の1以下の人

※年度の途中で75歳になる(または申請により後期高齢者医療制度に加入する)人は、その年度は特別徴収ではなく、納付書などで納付(普通徴収)することになります。

※平成20年度の特別徴収制度導入時については

- ①4月に後期高齢者医療制度開始により、市町村が行う国民健康保険以外から後期高齢者医療制度に加入した人は、10月から特別徴収の対象になります。(7月から9月までは納付書などで納付(普通徴収)することになります)
- ②被用者保険(健康保険や共済組合など)の被扶養者から後期高齢者医療制度に加入する人は、平成20年9月までは保険料は徴収されず、10月から特別徴収の対象になります。

※年度途中で特別徴収ができない要件に当てはまったり、あるいは年度途中で特別徴収できる要件に当てはまるようになった人は、特別徴収と普通徴収の併用となる場合があります。

#### 納付方法(納期)

年6回の年金定期払いの時に、年金の受給額から保険料があらかじめ差し引かれます。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
仮徴収						本徴収					
1回		2回		3回		4回		5回		6回	

- 前年の所得が確定するまでは仮算定された保険料を納めます。
- 前年の所得が確定後は年間保険料額から仮徴収分を差し引いた額を3期に分けて納めます。

### 納付書などで納付(普通徴収)

#### 対象となる人

年金からの徴収(特別徴収)の対象とならない人

#### 納付方法(納期)

市から送られてくる納付書などで、納期限内に指定された金融機関で納めます。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期



## 【国民健康保険保険料】

### 年金から差し引き(特別徴収)

#### 対象となる人

(すべての要件を満たす人)

- ・国民健康保険の被保険者全員(世帯主を含む)が65歳から74歳で構成される世帯の世帯主
- ・年金が年額18万円以上の世帯主
- ・介護保険料と国民健康保険料の合計額が年金額の2分の1以下の世帯主

※年度の途中で、65歳になるまたは75歳になる世帯主は、その年度は特別徴収されず、納付書などで納付(普通徴収)することになります。

※新たに特別徴収することができる要件を満たした世帯主が、75歳までの期間が2年に満たない場合は、75歳までは特別徴収されず、納付書などで納付(普通徴収)することになります。

※年度途中で特別徴収ができない要件に当てはまったり、あるいは年度途中で特別徴収できる要件に当てはまるようになった人は、特別徴収と普通徴収の併用となる場合があります。

#### 納付方法(納期)

年6回(平成20年度は10月からの3回)の年金定期払いの時に、年金の受給額から保険料があらかじめ差し引かれます。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成20年度			1期	2期	3期	1回		2回		3回	

※平成21年度以降は4月から(4・6・8・10・12・2月の6回)実施されます。

### 納付書などで納付(普通徴収)

#### 対象となる人

年金からの徴収(特別徴収)の対象とならない世帯主

#### 納付方法(納期)

市から送られてくる納付書などで、納期限内に指定された金融機関で納めます。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期

